

福島市老人センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年 3 月 29 日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 16 号

福島市老人センター条例の一部を改正する条例

福島市老人センター条例（昭和53年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の表福島市敬老センターの項を削る。

第3条第1号中「(福島市老人福祉センター及び福島市わたりふれあいセンターに限る。次号において同じ。)」を削る。

第4条の表福島市敬老センターの項を削る。

第5条の表福島市敬老センターの項を削る。

第8条第3号中「き損」を「毀損」に改める。

第11条第1項ただし書を削る。

第13条第2号及び第14条中「き損」を「毀損」に改める。

第15条第1項中「(福島市敬老センターを除く。この条、次条及び第17条において同じ。)」を削る。

別表の1の表福島市敬老センターの項を削る。

別表の2の表中「

アンプ	一式1回	100円
茶道用具	一式1回	200円
碁盤・将棋盤	1組1回	50円

を

」

「

アンプ	一式1回	100円
碁盤・将棋盤	1組1回	50円

」に改める。

附 則

この条例は、令和7年1月11日から施行する。ただし、第8条第3号、第13条第2号及び第14条の改正規定は、公布の日から施行する。